

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成30年3月9日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	7件
国民年金関係	5件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700372号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700201号

## 第1 結論

請求者のA社における平成18年9月1日から平成19年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成18年9月から平成19年9月までの標準報酬月額については、9万8,000円から50万円とする。

平成18年9月から平成19年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年9月から平成19年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年9月1日から平成19年10月1日まで  
請求期間について、標準報酬月額の記録が、実際の給与額と比べて低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者及び課税庁から提出された給与支払報告書、請求者から提出された勤怠報告書、請求者とA社の事務担当者との間で交わされた電子メール及び元事業主の回答並びに同僚から提出された給与明細から、請求者は、請求期間において、同社からオンライン記録の標準報酬月額(9万8,000円)を超える給与の支払を受け、50万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の請求期間当時の事業主は、平成18年9月から平成19年9月までの期間について、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めて

いることから、社会保険事務所は請求者の平成 18 年 9 月 1 日から平成 19 年 10 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700398号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700202号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和36年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月4日

請求期間において、A社より賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者が所持する預金通帳、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書から判断すると、請求者は、当該期間にA社から賞与(25万円)が支給され、事業主により当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の預金通帳及び適用台帳により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、25万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が

請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700404号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700203号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を23万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和50年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月4日

請求期間において、A社より賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者が所持する預金通帳、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書から判断すると、請求者は、当該期間にA社から賞与(23万5,000円)が支給され、事業主により当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の預金通帳及び適用台帳により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、23万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が

請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700395号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700206号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年9月30日から平成4年10月1日に訂正し、平成4年9月の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

平成4年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成4年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和63年7月21日から平成4年9月末日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録は平成4年9月30日喪失となっており、9月分の厚生年金保険の記録がない。

厚生年金保険料は控除されていたはずなので、厚生年金保険の資格喪失年月日を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された出勤簿により、請求者は、平成4年9月30日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、請求者から提出された給与明細書、A社から提出された部門別集計表及び同社からの回答により、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、請求期間の標準報酬月額については、上述の給与明細書及び部門別集計表で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額(A社の被保険者期間中に同社から控除されたと認められる厚生年金保険料の差額調整額を除く。)から44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、事業主は、平成4年9月30日から同年10月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を平成4年10月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年9月30日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成4年9月30日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700319号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1700036号

## 第1 結論

昭和49年\*月から昭和51年3月までの請求期間及び昭和51年4月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年\*月から昭和51年3月まで

② 昭和51年4月から昭和52年3月まで

私は、請求期間当時、大学生であったが、両親が将来を心配し、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。私は、大学在学中に、母親から国民年金に加入しているので忘れないようにと言われたことを記憶しており、両親が請求期間の保険料を納付してくれていたはずである。

また、私が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」は「昭和51年4月1日」と記載されているが、私の年金記録では、「昭和52年4月1日」に初めて国民年金に加入したとされており、私の年金記録に疑念を持っていることから、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、現在、年金記録で管理されている国民年金被保険者期間の保険料については、全て納付しており、請求期間①及び②の保険料を納付したとする両親については、いずれも請求期間①及び②において被用者として公的年金制度に加入していることから、請求期間①及び②の保険料を納付するに足る資力を有していたことがうかがわれる。

また、オンライン記録における請求者の国民年金の被保険者資格取得日については、昭和52年4月1日とされているところ、請求者が所持する年金手帳には、請求者の陳述のとおり、国民年金に係る「初めて被保険者となった日」欄及び「国民年金の記録(1)」の項の「被保険者となった日」欄には、「昭和51年4月1日」と記載され、併せてA市B区の事務処理印が押されていることが確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、請求者によると、これらを行ったとする両親について、高齢のため当時の状況を聴取することは難しいとしていることから、請求者の国民年金加入手続及び請求期間①及び②の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録、国民年金受付処理簿及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、請求者が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 6 月頃に A 市 B 区において払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間①及び②当時、国民年金に加入しておらず、両親が請求期間①及び②当時に現年度保険料として、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求期間②について、請求者は、自身が所持する年金手帳に記載された「初めて被保険者となった日」（昭和 51 年 4 月 1 日）と、年金記録の国民年金の被保険者資格取得日（昭和 52 年 4 月 1 日）が相違することから、自身の年金記録に疑念を抱いているところ、請求者が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号に係る帳票類を見ると、i）国民年金受付処理簿（加入手続直後の昭和 53 年 8 月進達分）には、昭和 52 年 4 月 1 日に強制加入被保険者として資格を取得したこととされていること、ii）国民年金被保険者台帳には、昭和 52 年 4 月 1 日に強制加入被保険者として資格を取得したこととされるとともに、保険料に関する記録の昭和 52 年 3 月（請求期間②の終期）欄に「本月以前無資格」と記載されていることから、当時作成されていた帳票類において、請求者が昭和 51 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得したものと取り扱われた形跡は見当たらない。

加えて、請求者から提出された大学の卒業証明書（写）によると、請求者は、請求期間①及び②において、任意加入対象者である大学生であったことが確認できるところ、任意加入対象期間については、制度上、遡って被保険者資格を取得することができないことから、請求者が大学を卒業した翌月の昭和 52 年 4 月に強制加入被保険者として被保険者資格を取得する事務処理が行われている上述の帳票類の記載に不自然な点はない。

これらのことから、年金手帳の被保険者となった日の記載経緯は不明であるものの、請求者の国民年金の被保険者資格取得日は、最終的には、昭和 52 年 4 月までの期間のみ遡って被保険者資格を取得することとして事務処理が行われたものとするのが妥当であり、請求期間②については、国民年金に未加入とされ、加入手続（昭和 53 年 6 月頃）後において過年度保険料として、遡って保険料を納付することもできなかったものとみられる。

このほか、両親が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700354号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1700037号

## 第1 結論

昭和36年4月から昭和49年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和49年3月まで

私は、A市に居住していた昭和41年頃、市の年金係から電話があり、国民年金の大切さを説明されるとともに、今までの保険料をまとめて納付すれば国民年金に加入できると言われた。このため、昭和36年4月からの納付書を送付してもらい、遡って保険料を納付した。その後の保険料についても、同市に居住していた期間は、送付されてきた納付書を用いて納付した。

A市に居住していた期間の保険料は、未納とすることなく納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号については、年金手帳記号番号払出簿、請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況及びオンライン記録によると、昭和51年6月頃に払い出され、この頃に加入手続が行われたものと推察される。請求者は、A市に居住していた昭和41年頃、市の年金係から電話があったため国民年金に加入し、昭和36年4月から加入手続時期(昭和41年頃)までの納付書を送付してもらい、遡って保険料を納付し、以後の保険料についても、納付書を用いて納付した旨主張している。

しかしながら、請求者は、加入手続について、昭和41年頃、A市から電話があったとするのみで、具体的な手続についての陳述までは得られず、請求期間に係る加入手続の詳細は不明であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、紙台帳検索システム及びオンライン記録により、請求者の旧姓等を含め検索しても、上述の手帳記号番号以外に、請求者に係る別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和51年6月頃に初めて行われ、この際、昭和36年4月1日まで遡って被保険者資格を

取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者が昭和 41 年頃に国民年金に加入したと推認する事情を見いだすことができない。

また、仮に請求者が昭和 41 年頃に国民年金加入手続を行ったとしても、i) 昭和 36 年 4 月から加入手続までの間の保険料については、この時点で、既に 2 年の時効が成立していた期間があり、通常、全てを納付することはできなかったこと、ii) 時効が成立していた期間を含めて、全て納付するには、期間を限定して実施されていた特例納付制度を利用することとなるが、昭和 41 年頃に特例納付制度は実施されていなかったこと、iii) A 市は、請求期間のうち昭和 46 年 3 月までは年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式で保険料の収納を行っていた旨回答していることから、請求者の陳述は当時の状況と相違し、請求者が請求期間の保険料を納付したと推認することができない。

さらに、上述の請求者が国民年金に加入した時期（昭和 51 年 6 月頃）を基準とすると、請求期間の保険料は既に 2 年の時効が成立していたこと、及びこの時期は特例納付制度の実施時期ではなかったことから、請求者が国民年金加入手続時期に請求期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、請求期間は 156 か月と長期間である上、請求者が A 市の後に居住した B 市からの照会に対する A 市の回答（昭和 53 年 11 月作成）、国民年金被保険者台帳、並びに B 市、C 町及び D 市の請求者に係る国民年金被保険者名簿等においても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1700361 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1700038 号

## 第 1 結論

昭和 44 年\*月から昭和 49 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 24 年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 44 年\*月から昭和 49 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続については、私が大学\*年生のときに、大学生も国民年金に加入しなければならないこととなったため、昭和 44 年\*月頃に母親が行ってくれた。保険料の納付については、母親から、実家に集金に来た自治会長に毎月納付してくれたり、市役所で印紙を購入して納付してくれたりしたこともあったと聞いているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の保険料を母親が納付してくれていたとしているところ、母親は、自身の国民年金加入期間において保険料を全て納付しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

しかしながら、請求者は、請求期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする母親は既に亡くなっていることから、請求期間当時の状況について確認することはできず、請求者の請求期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求者は、昭和 44 年\*月頃に、母親が大学生も国民年金に加入しなければならないこととなったため、国民年金加入手続を行ってくれたとしているところ、その時点において請求者は 20 歳に到達していたものの、大学生が国民年金の強制加入対象者となったのは、平成 3 年 4 月からであり、請求者に国民年金の加入義務まではなかった。

さらに、国民年金受付処理簿、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、オンライン記録及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 1 月頃に、A 市（現在は、B 市）において払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の

国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、昭和 54 年 1 月に任意加入被保険者として資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、母親が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、請求者が現在居住している C 市の請求者に係る国民年金被保険名簿においても、請求者が昭和 54 年 1 月に初めて国民年金被保険者資格を取得したことが記録されており、この記録は、上述の請求者が昭和 54 年 1 月に初めて A 市で国民年金被保険者資格を取得したことに符合する。戸籍の附票によると、請求者は、昭和 44 年当時も A 市（当時は、D 町）に住所地を定めていたことが確認できるため、仮に、母親が昭和 44 年\*月頃に請求者の国民年金加入手続を行い、被保険者資格を取得していたとすれば、そのことが当該名簿に記録されていないことから、母親が請求者の主張する時期（昭和 44 年\*月頃）に請求者の国民年金加入手続を行ったと推認する事情を見いだすことができない。

このほか、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700382号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1700039号

## 第1 結論

請求期間のうち、昭和43年\*月から昭和45年9月までの期間については、定額保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

請求期間のうち、昭和45年10月から昭和53年2月までの期間については、定額保険料及び付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年\*月から昭和53年2月まで

私の国民年金の加入手続については、昭和43年頃に父親がA町役場(当時)で行ってくれた。保険料については、B地区の役員から受け取った納付書により、私が定期的に自宅の裏にあった公民館で納付していた。昭和45年10月からは定額保険料のほかに付加保険料も納付していたので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、現在、年金記録で管理されている国民年金被保険者期間においては、定額保険料の未納はなく、昭和53年3月から第3号被保険者に該当する直前の昭和61年3月まで付加保険料も納付しており、請求者の年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、請求者が証言者として挙げた者は、オンライン記録によると、請求期間の途中で国民年金に加入しているところ、聴取において、請求者が国民年金に加入していることを聞き、自身も国民年金に加入し、請求者の陳述と同様に請求者の自宅の裏にあった公民館で保険料を納付した旨陳述している。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び請求期間のうちの昭和45年10月以降に係る付加保険料を納付する申出に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする父親は既に亡くなっていることから、当時の状況を確認することができず、請求期間に係る加入手続及び付加保険料を納付する申出についての詳細は不明である。

また、オンライン記録、国民年金受付処理簿、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 3 月頃に A 町（現在は、C 市）において払い出されたものと推認される。請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われたものとみられ、その際に昭和 53 年 3 月に任意加入被保険者として被保険者資格を取得し、併せて付加保険料を納付する者となる事務処理が行われたものとみられる。このことから、父親が昭和 43 年頃に請求者の国民年金加入手続を行った形跡、及び昭和 45 年 10 月に付加保険料を納付する申出を行った形跡は見当たらない。

さらに、戸籍及びオンライン記録によると、請求者は、昭和 48 年 4 月に婚姻し、当時、夫は厚生年金保険被保険者であったことが確認でき、任意加入被保険者については、制度上、遡って被保険者資格を取得することができないため、請求者が昭和 53 年 3 月に任意加入被保険者として国民年金の資格を取得していることに不自然な点はない。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求者は、請求期間の定額保険料及び請求期間のうちの昭和 45 年 10 月以降の付加保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、請求者は、当時、自宅の裏にあった公民館で、請求期間の保険料を定期的に納付していたとしているところ、証言者は、当該公民館は、現在の「D施設」のことであり、時期は忘れたが、古い木造の建物が現在のコンクリート造りの建物になった旨陳述している。しかし、昭和 45 年 8 月作成の B 地区住宅地図には、公民館という名称の建物は見当たらない上、現在の「D施設」には、「竣工昭和 50 年 3 月」と記載されたプレートが設置されていることから、請求者が、請求期間の大半に当たる昭和 50 年 3 月以前に、請求者が陳述する方法で、請求期間の保険料を納付したと推認する事情を見いだすことができない。

このほか、請求者が請求期間の定額保険料及び請求期間のうちの昭和 45 年 10 月以降の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の定額保険料及び請求期間のうちの昭和 45 年 10 月以降の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が昭和 43 年\*月から昭和 45 年 9 月までの期間の定額保険料、昭和 45 年 10 月から昭和 53 年 2 月までの期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700383号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1700040号

## 第1 結論

平成12年4月から同年9月までの請求期間、平成12年11月から平成13年9月までの請求期間、及び平成13年11月から平成14年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成12年4月から同年9月まで  
② 平成12年11月から平成13年9月まで  
③ 平成13年11月から平成14年3月まで

平成12年4月にA社を退職し出国した。この間、国民年金保険料は未納となっていたが、父親が「法律が改正されて保険料を遡って納付できるようになった。」旨の新聞記事をB国に送ってくれた。その後、B国の会社を退職して、平成14年頃に帰国し、私自身がC市D区役所に赴いたところ、対応してくれた女性職員が、パスポートをコピーし、その際、私が未納となっていた2年数か月分の保険料(30万円以上)を遡って納付した。しかし、私の年金記録では、この納付が記録されていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、平成5年1月21日にC市D区において払い出されており、請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況及び保険料納付状況から、請求者の国民年金加入手続は、平成4年11月から同年12月頃に行われたものと推認される。請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、請求者が20歳に到達した平成3年\*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。

請求者に請求期間の保険料納付を勧めたとする両親は、いずれも国民年金加入期間に保険料の未納はなく、母親については60歳以降も国民年金に任意加入し、付加保険料を加えて前納しており、両親の保険料納付意識が高かったことがうか

がえる。

しかしながら、請求者は、請求期間①、②及び③の間は、B国に居住していた旨陳述しているところ、法務省が保管する請求者の出帰国記録でも、請求者は、これら期間のほとんどを海外に滞在していたことが確認でき、請求者は、請求期間①、②及び③において、在外邦人であったものとみられる。在外邦人については国民年金は任意加入となり、保険料を納付するには任意加入手続を必要としたところ、請求者は、出国に際して国民年金に係る手続は何も行わなかった旨陳述しており、オンライン記録においても、請求者が請求期間①、②及び③において任意加入手続を行った形跡は見当たらない。このため、請求者は、請求期間①、②及び③当時（出国期間中）は、国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものとみられる。

また、オンライン記録によると、i) 請求者に対し、平成14年4月に、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成12年4月（A社退職時）からの加入勧奨がなされていること、ii) 平成14年5月23日に、平成14年4月28日の国民年金被保険者資格取得処理に併せて、平成12年6月（平成12年6月19日取得、同年7月5日喪失）、平成12年10月（平成12年10月2日取得、同年10月9日喪失）、平成13年10月（平成13年10月6日取得、同年10月14日喪失）の期間が、海外からの転入及び海外への転出を原因として、被保険者期間として追加処理されていること、iii) これら海外からの転入及び海外への転出を原因として追加処理された期間は、法務省が保管する請求者の出帰国記録とも一致することを踏まえると、請求者は、帰国後に国民年金再加入手続を行い、この際、一時帰国した期間を被保険者資格として追加する処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、帰国後においても、請求期間①、②及び③については、平成12年6月を除き、国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかったものとみられる。

さらに、請求期間は、いずれも基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、年金記録の過誤は考え難いところ、上述のとおり、請求期間①のうち平成12年6月については、平成14年5月に被保険者期間として追加処理されたことにより、この時点において過年度保険料として納付することが可能であったものの、オンライン記録によると、請求者が平成12年6月分の保険料を過年度納付した形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、平成14年にD区役所に赴いた際、請求期間①、②及び③の保険料を納付した旨陳述しているところ、この時期は、請求者の帰国時期（平成13年4月28日）及び上述の被保険者資格期間の追加処理時期を勘案すると、平成14年4月から同年5月の間と推察される。平成14年4月以降、保険料の収納は国（当時の社会保険庁）が一元的に行っており、市区町村において収納することがなかったことを踏まえると、請求者が請求期間①、②及び③の保険料を納付したと推認する事情を見いだすことができない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付したことが確実に認められる関連

資料はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700386号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700204号

## 第1 結論

平成2年11月25日から平成3年までの期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

平成3年6月から平成6年4月までの期間について、請求者のB事業所(平成3年10月31日にC社に名称変更)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

平成6年4月から平成7年5月までの期間について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

平成14年12月から平成15年11月までの期間について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

平成15年11月12日から平成16年2月9日までの期間について、請求者のF事業所(現在は、G社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

平成16年9月12日から平成18年9月15日までの期間について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成2年11月25日から平成3年まで  
② 平成3年6月から平成6年4月まで  
③ 平成6年4月から平成7年5月まで  
④ 平成14年12月から平成15年11月まで  
⑤ 平成15年11月12日から平成16年2月9日まで  
⑥ 平成16年9月12日から平成18年9月15日まで

請求期間①はA事業所、請求期間②はC社、請求期間③はD社、請求期間④及び⑥はE社、請求期間⑤は、F事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被

保険者記録がない。当該期間の給与明細書及び源泉徴収票等を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出されたA事業所に係る平成2年分給与所得の源泉徴収票により、請求者は、期間は特定できないものの平成2年11月25日から同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A事業所は、請求期間当時厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できず、後継会社であるH社は、A事業所に係る資料を保管していないため不明である旨回答していることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

請求期間②について、請求者は、B事業所（C社）が業務を請け負ったI社の工場内で勤務していた旨陳述しているところ、請求者から提出されたB事業所（C社）に係る平成3年7月分、平成3年10月分から平成4年8月分まで、平成4年10月分及び同年12月分から平成6年3月分までの給与明細書並びに平成3年分及び平成4年分給与所得の源泉徴収票により、請求者は、期間は特定できないものの同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上述の給与明細書及び源泉徴収票からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、C社は、平成6年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主も所在が確認できないことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

請求期間③について、請求者は、D社が業務を請け負ったI社の工場内で勤務していた旨陳述しているところ、請求者から提出されたD社に係る支給日94年5月16日（平成6年5月16日）から支給日94年9月16日まで及び支給日94年11月16日から支給日95年5月16日までの給与明細書並びに平成6年分給与所得の源泉徴収票により、請求者は、期間は特定できないものの同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上述の給与明細書及び源泉徴収票からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、D社は、当時は、同社の請負先で勤務させていた人は厚生年金保険に加入させていなかった旨陳述している。

請求期間④について、請求者は、E社が業務を請け負ったJ社の工場内で勤務していた旨陳述しているところ、請求者は請求期間当時の資料を保管しておらず、E社は、当時の資料を保管していないため不明である旨回答しており、請求者の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

請求期間⑤について、G社は、請求者が平成15年11月12日から平成16年2月9日まで同社に勤務していた旨回答している上、請求者から提出された平成15年11月分及び平成16年1月度から平成16年3月度までの給与明細書並びに平成15年分給与所得の源泉徴収票により、請求者は当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上述の給与明細書及び源泉徴収票により厚生年金保険料が控除

されていないことが確認できる上、G社は、請求者を厚生年金保険に加入させていなかった旨回答及び陳述をしている。

請求期間⑥について、請求者は、E社が業務を請け負ったK社の工場内で勤務していた旨陳述しているところ、請求者から提出されたE社に係る平成18年9月分給与支給明細書により、請求者は、期間は特定できないものの同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上述の給与支給明細書からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、E社は、資料を保管していないため不明である旨回答しており、請求者の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、請求者の請求期間①から⑥までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700362号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700205号

## 第1 結論

昭和57年4月1日から昭和59年3月31日までの期間について、請求者のA法人における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和60年4月1日から昭和63年3月31日までの期間について、請求者のA法人における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和57年4月1日から昭和59年3月31日まで

② 昭和60年4月1日から昭和63年3月31日まで

私は、請求期間当時、B事業所(昭和59年6月以降は、C事業所。現在は、D事業所。)にE職として勤務していたが、当時の厚生年金保険の被保険者記録がない。勤務していたことは間違いないので、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

D事業所を管理・運営するA法人から提出された教・職員カード、通知書及び同法人の回答により、請求者は、請求期間①のうち、昭和57年6月1日から昭和59年3月31日までについては、F職として、請求期間②については、G職としてB事業所において勤務していたことが認められる。

しかしながら、A法人及びB事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない上、同法人は、請求期間当時のF職及びG職については、厚生年金保険に加入させていなかったため、厚生年金保険料は控除していない旨回答しているところ、同法人から提出された請求者に係る昭和63年3月分の給与支払明細書からは、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、請求者が名前を挙げた複数の同僚についても、A法人及びB事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認で

きる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。